

平成30年4月から **一部** 国保制度が変わります!

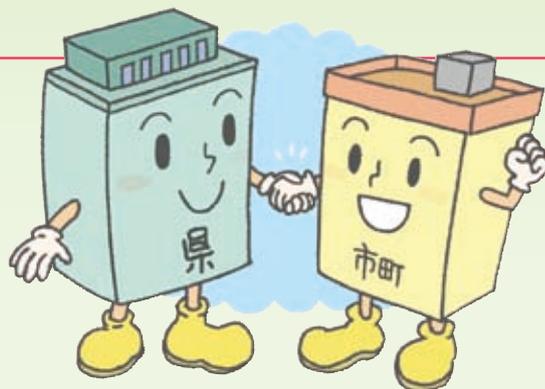
これからもみなさまが安心できる国保を、栃木県と市町で支えていきます

国民健康保険（国保）は市町それぞれが保険者となって運営していましたが、将来にわたって国保を守っていくために、平成30年4月から栃木県もその運営に加わりました。

栃木県も市町とともに国保の運営を担います

！ 制度見直しの内容

- 財政基盤の強化のため、国からの財政支援が拡充（全国で毎年3,400億円）されます。
- 県は財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。
- 市町は引き続き、資格確認や保険税（料）の決定、収納、保健事業などを担いますので、**申請や各種届け出先は、これまでどおり、お住まいの市町で変わりません。**

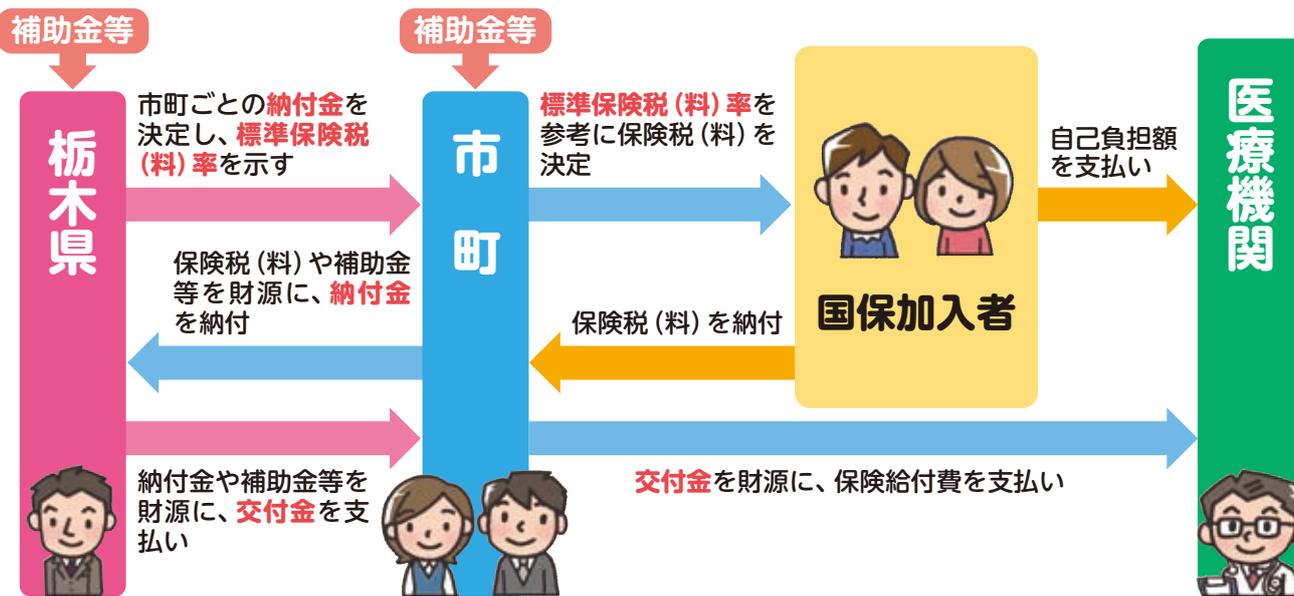


制度運営の ポイント

栃木県は市町とともに——

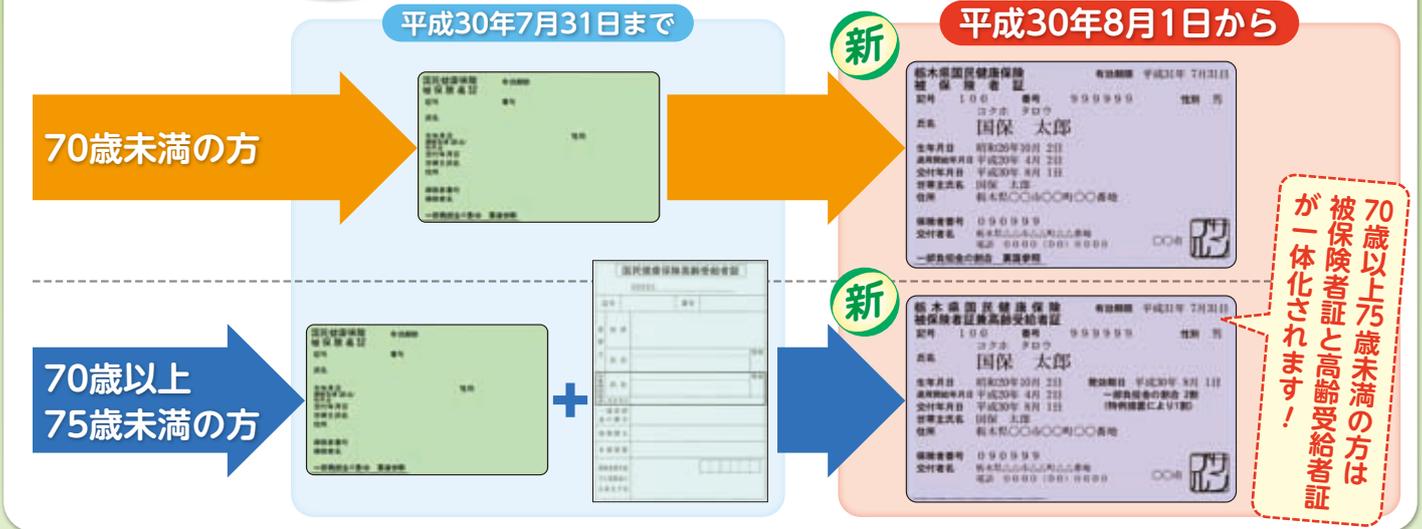
- より信頼される国保となるよう、公平・公正な制度運営を推進します。
- 被保険者の健康の維持・増進対策を促進していきます。

平成30年4月からの国保のしくみ



平成30年
8月から

被保険者証の様式が変わります!



年齢に関係なく被保険者証の有効期限が7月31日になります!

高額療養費の多数回該当が栃木県内で通算されます!

平成30年4月からは、栃木県内のほかの市町へ転居した場合でも資格は継続します（被保険者証は転居後の市町で改めて交付します）。

これに伴い、過去12か月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度（多数回該当）について、栃木県内のほかの市町への転居で、**転居後も同じ世帯であることが認められたとき**は、転居前の支給も通算して多数回該当の回数に含めることとなります。これにより、該当者の負担が軽減されることとなります。

栃木県内で転居した場合

例	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
これまで	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	4回目	ここから該当
平成30年4月から	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	ここから該当

届け出や保険税(料)の納付などはこれまでどおりです!

財政運営のしくみは大きく変わりますが、みなさんの医療の受け方は変わりません。保険税(料)のお支払いや、各種申請、届け出なども、これまでどおりお住まいの市町の担当窓口でできます。



国保に関するお問い合わせは、平成30年4月から引き続きお住まいの市町の担当窓口をお願いします!

◎制度の見直しにより、今後内容が変更される場合があります。



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。



環境に配慮し、植物油インキを使用しています